7　42 条2項道路に接した敷地の反対側に道路が拡幅されて幅員 4m以上確保された場合の取扱い

42 条２項道路に接しているＢ敷地は、敷地の反対側に道路が拡幅されて幅員４ｍ以上の 42 条１項１号道路又は 42 条１項２号道路となった場合でも、引き続き後退が必要となります。ただし、42 条２項道路を廃止して、後退が不要とできる場合がありますので、建築局建築指導課にご相談ください。
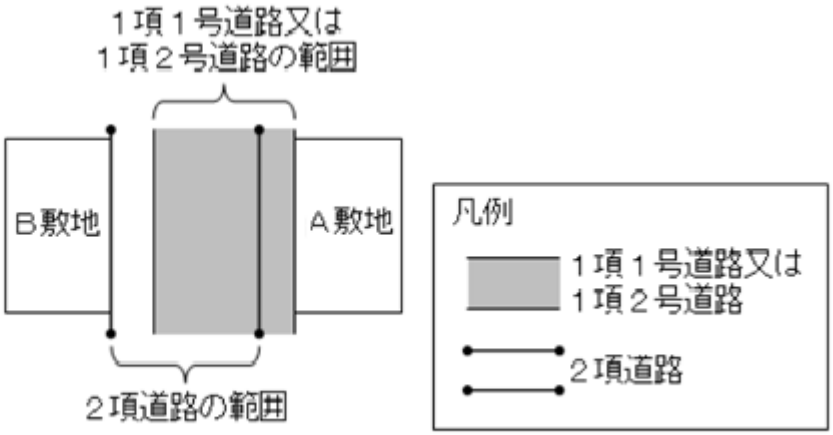
また、部分的な道路の廃止によって道路線形が凸凹してしまうなど、交通上支障にならないようお願いする場合があります。